

国立大学法人評価委員会の概要

1. 設置の経緯

平成15年7月に成立した国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき、平成15年10月1日に文部科学省に国立大学法人評価委員会を設置。

2. 委員会の概要

- ・委員長：委員の互選により決定
- ・委員の人数：正委員20名以内（現在20名）、必要に応じて臨時委員、専門委員を置くことができる
- ・構成：国立大学法人と大学共同利用機関法人とをそれぞれ担当する分科会を設置、必要に応じ部会を設置
- ・評価結果に対する大学からの意見申立て制度を整備

3. 委員会の主な所掌事務

- ・法人の業務実績評価（各事業年度、中期目標期間終了時）
- ・中期目標の策定・中期計画の認可に係る意見を述べる
- ・中期目標期間終了時における組織・業務の検討に係る意見を述べる
- ・積立金の処分、剰余金の使用、長期借入金・債券、償還計画、重要財産の処分等に係る意見を述べる

国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）

第九条 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関すること。
- 二 その他この法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

（中期目標）

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（積立金の処分）第三十二条（略）

（長期借入金及び債券）第三十三条（略）

（償還計画）第三十四条（略）

独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）

国立大学法人法第35条による読み替え等を反映させている。

（中期目標の期間の終了時の検討）

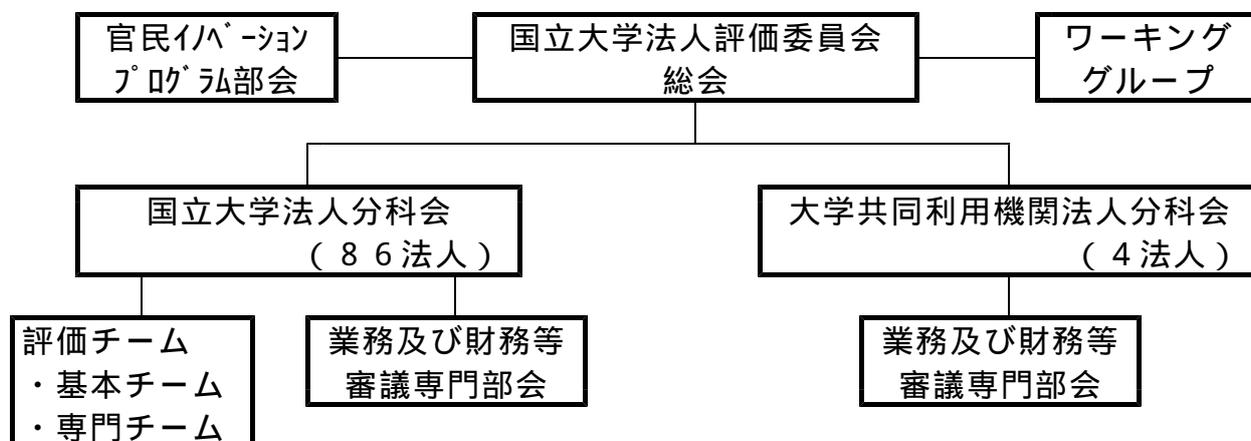
第三十五条 文部科学大臣は、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時において、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（利益及び損失の処理）第四十四条（略）

（財産の処分等の制限）第四十八条（略）

国立大学法人評価委員会の構成について



1. 分科会について

国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関することを処理する。

国立大学法人法第9条第2項の規定により委員会の権限に属せられた事項のうち、それぞれの法人に係るものを処理する。

2. 業務及び財務等審議専門部会について

国立大学法人等の業務及び財務等のうち、年度途中の不特定の時期に審議する必要が生じる可能性のある事項など、国立大学法人評価委員会が別に定める事項について審議する。

なお、部会の議決をもって国立大学法人評価委員会の議決とする。

3. 官民イノベーションプログラム部会

国立大学法人等への、国立大学法人法第7条第2項の規定に基づく産学共同の研究開発による実用化促進のための出資に係る事項について審議する。

4. ワーキンググループについて

各法人を取り巻く状況の変化等に適切に対応し、国立大学法人評価委員会の審議の機動性を高めつつ、審議内容を深化させるため、必要に応じて設置し、専門的な検討を行う。

年度評価及び中期目標期間の評価に関するワーキンググループ

・年度評価及び中期目標期間の評価に関する専門的事項を検討

5. 評価チームについて

各国立大学法人の業務実績報告書を調査・分析し、評価結果の原案を作成する。

基本チーム... 8チームを設け、各チーム6～13法人を担当

専門チーム... 共同利用・共同研究拠点評価専門チーム、附属病院評価専門チームを設ける

国立大学法人評価委員会が処理することとされている事項の
分科会への付託について

平成16年10月22日
国立大学法人評価委員会決定

一部改正：平成17年1月17日

国立大学法人評価委員会運営規則第4条第3項の規定に基づき、分科会の議決をも
って委員会の議決とする事項を以下のとおり定める。

特定大学技術移転事業を実施する者への出資についての意見 (第22条第3項、第29条第3項)
中期目標の変更についての意見(第30条第3項)に係るもののうち、 「別表(学部、研究科等)」に係るもののみの変更
中期計画の変更についての意見(第31条第3項)に係るもののうち、 ・「別表(学部、研究科等の収容定員)」 ・「予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画」 ・「短期借入金の限度額」 ・「重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」 ・「剰余金の使途」 ・「施設・設備に関する計画」 ・「人事に関する計画」 ・「中期目標期間を超える債務負担」 に係るもののみの変更
積立金の処分についての意見(第32条第2項)
長期借入金及び債券発行の認可についての意見(第33条第3項)
長期借入金及び債券の償還計画の認可についての意見(第34条第2項)
業務方法書の認可についての意見(準用通則法第28条第3項)
財務諸表の承認についての意見(準用通則法第38条第3項)
剰余金の使途の承認についての意見(準用通則法第44条第4項)
短期借入金限度額を超えた借入及び短期借入金の借換についての意見 (準用通則法第45条第4項)
重要財産を譲渡又は担保に供しようとするものの認可についての意見 (準用通則法第48条第2項)
役員の報酬及び退職手当の支給基準についての意見 (準用通則法第53条第2項)

1 上記 ~ の事項のうち、分科会又は分科会長が特に必要と認める場合は、総会にお
いて処理することができる。

(参考)

国立大学法人評価委員会が処理することとされている事項の取扱いについて

事 項	国立大学法人法 上の規定	議決
特定大学技術移転事業を実施する者への出資についての意見	第 22 条第 3 項 第 29 条第 3 項	分科会
中期目標の策定についての意見	第 30 条第 3 項	総会
中期目標の変更についての意見	第 30 条第 3 項	総会
うち、「別表(学部、研究科等)」に係るもののみの変更		分科会
中期計画の認可についての意見	第 31 条第 3 項	総会
中期計画の変更の認可についての意見	第 31 条第 3 項	総会
うち、以下に係るもののみの変更 ・「別表(学部、研究科等の収容定員)」 ・「予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画」 ・「短期借入金の限度額」 ・「重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」 ・「剰余金の使途」 ・「施設・設備に関する計画」 ・「人事に関する計画」 ・「中期目標期間を超える債務負担」		分科会
積立金の処分についての意見	第 32 条第 2 項	分科会
長期借入金及び債券発行の認可についての意見	第 33 条第 3 項	分科会
長期借入金及び債券の償還計画の認可についての意見	第 34 条第 2 項	分科会

事 項	独立行政法人通 則法上の規定	議決
業務方法書の認可についての意見	第 28 条第 3 項	分科会
業務方法書の変更の認可についての意見	第 28 条第 3 項	分科会
各事業年度の評価	第 32 条第 1 項	総会
各事業年度の評価後の勧告	第 32 条第 3 項	総会
中期目標期間の評価	第 34 条第 1 項	総会
中期目標期間の評価後の勧告	第 34 条第 3 項	総会
中期目標期間終了時の所要の措置についての意見	第 35 条第 2 項	総会
財務諸表の承認についての意見	第 38 条第 3 項	分科会
剰余金の使途の承認についての意見	第 44 条第 4 項	分科会
短期借入金限度額を超えた借入及び短期借入金の借換についての意見	第 45 条第 4 項	分科会
重要財産を譲渡又は担保に供しようとする事の認可についての意見	第 48 条第 2 項	分科会
役員の報酬及び退職手当の支給基準についての意見	第 53 条第 2 項	分科会
役員の報酬及び退職手当の支給基準の変更についての意見	第 53 条第 2 項	分科会

1 上記の分科会付託事項のうち、分科会又は分科会長が特に必要と認める場合は、総会において処理することができる。

国立大学法人分科会が処理することとされている事項の
部会への付託について

平成16年10月22日
国立大学法人分科会決定

一部改正：平成17年1月17日

国立大学法人評価委員会運営規則第5条第4項の規定に基づき、部会の議決をもって分科会の議決とする事項を以下のとおり定める。

<p>特定大学技術移転事業を実施する者への出資についての意見 (第22条第3項、第29条第3項)</p>
<p>中期目標の変更についての意見(第30条第3項)に係るもののうち、 「別表(学部、研究科等)」に係るもののみの変更</p>
<p>中期計画の変更についての意見(第31条第3項)に係るもののうち、 ・「別表(学部、研究科等の収容定員)」 ・「予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画」 ・「短期借入金の限度額」 ・「重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」 ・「剰余金の使途」 ・「施設・設備に関する計画」 ・「人事に関する計画」 ・「中期目標期間を超える債務負担」 に係るもののみの変更</p>
<p>積立金の処分についての意見(第32条第2項)</p>
<p>長期借入金及び債券発行の認可についての意見(第33条第3項)</p>
<p>長期借入金及び債券の償還計画の認可についての意見(第34条第2項)</p>
<p>業務方法書の認可についての意見(準用通則法第28条第3項)</p>
<p>財務諸表の承認についての意見(準用通則法第38条第3項)</p>
<p>剰余金の使途の承認についての意見(準用通則法第44条第4項)</p>
<p>短期借入金限度額を超えた借入及び短期借入金の借換についての意見 (準用通則法第45条第4項)</p>
<p>重要財産を譲渡又は担保に供しようとするものの認可についての意見 (準用通則法第48条第2項)</p>
<p>役員の報酬及び退職手当の支給基準についての意見 (準用通則法第53条第2項)</p>

1 上記 ~ の事項のうち、部会又は部会長が特に必要と認める場合は、総会または分科会において処理することができる。

(参考)

国立大学法人評価委員会が処理することとされている事項の取扱いについて

事 項	国立大学法人法 上の規定	議決
特定大学技術移転事業を実施する者への出資についての意見	第22条第3項 第29条第3項	部会
中期目標の策定についての意見	第30条第3項	総会
中期目標の変更についての意見	第30条第3項	総会
うち、「別表(学部 研究科等)」に係るもののみの変更		部会
中期計画の認可についての意見	第31条第3項	総会
中期計画の変更の認可についての意見	第31条第3項	総会
うち、以下に係るもののみの変更 ・「別表(学部 研究科等の収容定員)」 ・「予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画」 ・「短期借入金の限度額」 ・「重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」 ・「剰余金の使途」 ・「施設・設備に関する計画」 ・「人事に関する計画」 ・「中期目標期間を超える債務負担」		部会
積立金の処分についての意見	第32条第2項	部会
長期借入金及び債券発行の認可についての意見	第33条第3項	部会
長期借入金及び債券の償還計画の認可についての意見	第34条第2項	部会

事 項	独立行政法人通 則法上の規定	議決
業務方法書の認可についての意見	第28条第3項	部会
業務方法書の変更の認可についての意見	第28条第3項	部会
各事業年度の評価	第32条第1項	総会
各事業年度の評価後の報告	第32条第3項	総会
中期目標期間の評価	第34条第1項	総会
中期目標期間の評価後の報告	第34条第3項	総会
中期目標期間終了時の所要の措置についての意見	第35条第2項	総会
財務諸表の承認についての意見	第38条第3項	部会
剰余金の使途の承認についての意見	第44条第4項	部会
短期借入金限度額を超えた借入及び短期借入金の借換についての意見	第45条第4項	部会
重要財産を譲渡又は担保に供しようとするものの認可についての意見	第48条第2項	部会
役員報酬及び退職手当の支給基準についての意見	第53条第2項	部会
役員報酬及び退職手当の支給基準の変更についての意見	第53条第2項	部会

1 上記の部会付託事項のうち、部会又は部会長が特に必要と認める場合は、総会または分科会において処理することができる。